

京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第16号

京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程

第1条 京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「企業職員給与条例」という。）第14条の規定に基づき、職員（交通局に勤務する企業職員で常時勤務を要する者（臨時に任用された者及び企業職員給与条例第15条第2項の規定により適用されない者を除く。）をいう。以下同じ。）の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者で、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>10</u>年を減じた年齢以上であるものに対する同</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「企業職員給与条例」という。）第14条の規定に基づき、職員（交通局に勤務する企業職員で常時勤務を要する者（臨時に任用された者を除く。）をいう。以下同じ。）の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者で、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15</u>年を減じた年齢以上であるものに対する同</p>

号及び前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 第1号	給料月額	給料月額及び給料月額にその者の勤続期間に応じ100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額
第2項 第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者の勤続期間に応じ100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額
第2項 第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者の勤続期間に応じ100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額に、

4～6 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第9条 (略)

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮(こ)以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、

号及び前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 第1号	給料月額 (	給料月額及び給料月額にその者の勤続期間に応じ100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額(
第2項 第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者の勤続期間に応じ100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額
第2項 第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者の勤続期間に応じ100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額に、

4～6 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第9条 (略)

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、

その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～3 (略)

4 (略)

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮(こ)以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

(退職後禁錮(こ)以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第10条 (略)

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮(こ)以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中の行為に関し地方公務

その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～3 (略)

4 (略)

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第10条 (略)

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中の行為に関し地方公務

員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

- (3) 管理者が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

（退職をした者の退職手当の返納）

第11条 （略）

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮(こ)以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 管理者が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けべき

員法29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

- (3) 管理者が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

（退職をした者の退職手当の返納）

第11条 （略）

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 管理者が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中に懲戒免

き行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第13条 (略)

2～3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合又は第9条第1項第1号に該当する場合において、当該刑事事件に関し禁錮(こ)以上の刑に処せられた後において第11条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮(こ)以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在

職処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第13条 (略)

2～3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合又は第9条第1項第1号に該当する場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第11条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在

職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第11条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6～8 （略）

職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第11条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6～8 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 職制の改廃、人事の刷新又はこれに準ずる事由により退職した者、公務上の傷病により退職した者、死亡により退職した者及び定年に達したことにより退職した者に対しては、その者の勤続期間に応じ、別表甲欄に掲げる支給率を退職日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に乗じて得た額</p> <p>(2) 傷病により退職した者に対しては、その者の勤続期間に応じ、別表乙欄に掲げる支給率を退職日給料月額に乗じて得た額</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 職制の改廃、人事の刷新又はこれに準ずる事由により退職した者、公務上の傷病又は通勤（<u>地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。</u>）による傷病により退職した者、死亡により退職した者及び定年に達したことにより退職した者に対しては、その者の勤続期間に応じ、別表甲欄に掲げる支給率を退職日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に乗じて得た額</p> <p>(2) 傷病により退職した者（<u>前号に規定する傷病により退職した者を除く。</u>）に対しては、その者の勤続期間に応じ、別表乙欄に掲げる支給率を退職日給料月額に乗じて得た額</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

別表

勤続 期間	甲	乙	丙	勤続 期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1.256	0.837	0.502	21	27.872	17.867	17.867
2	2.511	1.674	1.004	22	29.379	18.833	18.833
3	3.767	2.511	1.507	23	30.885	19.798	19.798
4	5.022	3.348	2.009	24	32.392	20.764	20.764
5	6.278	4.185	2.511	25	33.899	21.592	21.592
6	7.533	5.022	3.767	26	35.405	23.55	23.55
7	8.789	5.859	4.395	27	36.912	25.51	25.51
8	10.044	6.696	5.022	28	38.418	27.469	27.469
9	11.3	7.533	5.65	29	39.925	29.429	29.429
10	12.555	8.37	6.278	30	41.432	31.388	31.388
11	13.937	9.291	9.291	31	42.687	32.434	32.434
12	15.317	10.211	10.211	32	43.943	33.48	33.48
13	16.699	11.132	11.132	33	45.198	34.527	34.527
14	18.079	12.053	12.053	34	46.454	35.573	35.573
15	19.461	12.974	12.974	35	47.709	36.619	36.619
16	20.841	13.894	13.894	36	47.709	39.172	39.172
17	22.223	14.815	14.815	37 以 上	47.709	在職1年 を増すご とに	在職1年 を増すご とに
18	23.603	15.736	15.736			1.088を 加える。	1.088を 加える。
19	24.985	16.656	16.656				
20	26.366	16.901	16.901				

別表

勤続 期間	甲	乙	丙	勤続 期間	甲	乙	丙
年				年			
1	0.837	0.837	0.5022	21	26.260875	21.3435	21.3435
2	1.674	1.674	1.0044	22	27.934875	23.0175	23.0175
3	2.511	2.511	1.5066	23	29.608875	24.6915	24.6915
4	3.348	3.348	2.0088	24	31.282875	26.3655	26.3655
5	4.185	4.185	2.511	25	33.27075	28.0395	28.0395
6	5.022	5.022	3.0132	26	34.77735	29.3787	29.3787
7	5.859	5.859	3.5154	27	36.28395	30.7179	30.7179
8	6.696	6.696	4.0176	28	37.79055	32.0571	32.0571
9	7.533	7.533	4.5198	29	39.29715	33.3963	33.3963
10	8.37	8.37	5.022	30	40.80375	34.7355	34.7355
11	11.613375	9.2907	7.43256	31	42.31035	35.7399	35.7399
12	12.76425	10.2114	8.16912	32	43.81695	36.7443	36.7443
13	13.915125	11.1321	8.90568	33	45.32355	37.7487	37.7487
14	15.066	12.0528	9.64224	34	46.83015	38.7531	38.7531
15	16.216875	12.9735	10.3788	35 以 上	47.709	在職1年 を増すご とに	在職1年 を増すご とに
16	17.890875	14.3127	12.88143			1.0044を 加える。	1.0044を 加える。
17	19.564875	15.6519	14.08671				
18	21.238875	16.9911	15.29199				
19	22.912875	18.3303	16.49727				
20	24.586875	19.6695	19.6695				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項から第9項まで、第11項及び第12項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年4月1日施行に係る経過措置)

- 京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程（令和5年3月31日京都市交通局管理規程第15号）附則第16項から第18項までの規定による給料を支給される職員に対する令和5年改正後の京都市交通局職員退職手当支給規程（以下「令和5年改正後の規程」という。）第3条の規定による退職手当の基本額の計算の基礎となる給料月額は、給料月額及びこれらの規定による給料の額の合計額とする。

(令和6年4月1日施行に係る経過措置)

- 京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程（令和5年3月31日京都市交通局管理規程第15号）附則第16項から第18項まで又は第22項から第24項までの規定による給料を支給される職員に対する令和6年改正後の京都市交通局職員退職手当支給規程（以下「令和6年改正後の規程」という。）第3条の規定による退職手当の基本額の計算の基礎となる給料月額は、給料月額及びこれらの規定による給料の額の合計

額とする。

- 4 当分の間、京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程（令和5年3月31日京都市交通局管理規程第15号）附則第4項の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「附則第16項から第18項まで又は第22項から第24項までの規定」とあるのは、「附則第4項及び第16項から第18項まで又は第22項から第24項までの規定」とする。
- 5 当分の間、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び令和6年改正後の規程第3条第1項第1号の規定に該当する者を除く。）は、同号中「定年に達したことにより退職した者」とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項第2号中「傷病」とあるのは「京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程（令和5年3月31日京都市交通局管理規程第16号）附則第5項の規定に該当する場合を除くほか、傷病」と、同項第3号中「自己」とあるのは「京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程（令和5年3月31日京都市交通局管理規程第16号）附則第5項の規定に該当する場合を除くほか、自己」とする。
- 6 京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程（令和5年3月31日京都市交通局管理規程第15号）附則第2項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額設定に該当しないものとする。
- 7 京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程（令和5年3月31日京都市交通局管理規程第15号）附則第2項の規定の適用を受ける職員（別に定める職員の取扱いは別に定める。）が、60歳に達した日以後における最初の3月31日に退職したものとした場合における退職手当の基本額が令和6年改正後の規程第3条第2項の規定の適用を受ける場合において、その者が同日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、第3条及び附則第4項から第6項までの規定により計算した退職手当の基本額が、第3条並びに附則第4項から第6項まで及び第8項の規定により計算した退職手当の基本額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の基本額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 8 当分の間、令和6年改正後の規程第3条第3項の規定の適用については、同項中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、「退職の日において定められてい

るその者に係る定年から15年」とあるのは「60歳から10年」とする。

- 9 前項の規定にかかわらず、退職の日において管理監督職（京都市職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書に規定する管理監督職をいう。）を占める職員に対する令和6年改正後の規程第3条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「定年に達する日から6月前まで」とあるのは「60歳に達する日から6月前まで又は京都市職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）第7条に規定する管理監督職勤務上限年齢に達する日以後における最初の3月31日（定年条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項において同じ。）（同条各項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した場合にあっては、当該異動期間の末日の前日）」と、「退職の日において定められているその者に係る定年から15年」とあるのは「60歳から10年」とする。

（適用区分）

- 10 第1条の規定による令和5年改正後の規程の規定は、第1条の規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 11 第2条の規定による令和6年改正後の規程の規定は、第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（退職手当の基本額に関する経過措置）

- 12 令和6年改正後の規程第3条第1項第1号中「職制の改廃、人事の刷新又はこれに準ずる事由により退職した者」又は「定年に達したことにより退職した者」に対する施行日から令和7年3月31日までの間における退職に係る同規程別表の規定の適用については、別表は附則別表を適用するものとする。

附則別表

勤続 期間	甲	乙	丙	勤続 期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1.0465	0.837	0.5022	21	27.066438	21.3435	21.3435
2	2.0925	1.674	1.0044	22	28.656938	23.0175	23.0175
3	3.139	2.511	1.5066	23	30.246938	24.6915	24.6915
4	4.185	3.348	2.0088	24	31.837438	26.3655	26.3655
5	5.2315	4.185	2.511	25	33.584875	28.0395	28.0395
6	6.2775	5.022	3.0132	26	35.091175	29.3787	29.3787
7	7.324	5.859	3.5154	27	36.597975	30.7179	30.7179
8	8.37	6.696	4.0176	28	38.104275	32.0571	32.0571
9	9.4165	7.533	4.5198	29	39.611075	33.3963	33.3963
10	10.4625	8.37	5.022	30	41.117875	34.7355	34.7355
11	12.775188	9.2907	7.43256	31	42.498675	35.7399	35.7399
12	14.040625	10.2114	8.16912	32	43.879975	36.7443	36.7443
13	15.307063	11.1321	8.90568	33	45.260775	37.7487	37.7487
14	16.5725	12.0528	9.64224	34	46.642075	38.7531	38.7531
15	17.838938	12.9735	10.3788	35以上	47.709	在職1年を	在職1年を
16	19.365938	14.3127	12.88143			増すごとに	増すごとに
17	20.893938	15.6519	14.08671			1.0044を加	1.0044を加
18	22.420938	16.9911	15.29199			える。	える。
19	23.948938	18.3303	16.49727				
20	25.476438	19.6695	19.6695				

(交通局企画総務部職員課)